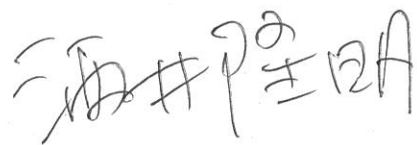


丹波篠山市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

兵庫県丹波篠山市長

A handwritten signature in black ink, likely belonging to the Mayor of Danboshi City, Hyogo Prefecture. The signature is stylized and appears to read '篠山 隆明' (Shinoyama Takamasa).

丹波篠山市条例第38号

丹波篠山市景観条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

丹波篠山市景観条例の一部を改正する条例

丹波篠山市景観条例（平成２２年篠山市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改め、同条第６号中「５００平方メートル」の次に「（木竹の伐採のうち伐採後に森林として再生される皆伐にあっては、１，０００平方メートル）」を加える。

第２７条の見出し並びに同条第１項及び第２項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。ただし、第１３条の改正規定（「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める部分に限る。）及び第２７条（見出しを含む。）の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。